

令和2年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和２年第１回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第１日（２月１８日）

出席議員	・ ・ ・ ・ ・	１
欠席議員	・ ・ ・ ・ ・	１
説明員	・ ・ ・ ・ ・	２
議事補助員	・ ・ ・ ・ ・	２
議事日程	・ ・ ・ ・ ・	２
会議に付した事件	・ ・ ・ ・ ・	３
開会・開議宣告(午後１時３５分)	・ ・ ・ ・ ・	３
広域連合長の議会招集挨拶	・ ・ ・ ・ ・	３
諸般の報告	・ ・ ・ ・ ・	３
日程第１	議席の指定について	４
会議録署名者の指名	・ ・ ・ ・ ・	４
日程第２	会期の決定について	４
日程第３	議案第 １号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について	５
日程第４	議案第 ２号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正について	６
日程第５	議案第 ３号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	７
日程第６	議案第 ４号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	１３
日程第７	議案第 ５号 広島県後期高齢者医療広域連合第４次広域計画の策定について	１４
日程第８	議案第 ６号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）	１６
日程第９	議案第 ７号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	１７
日程第１０	議案第 ８号 令和２年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	１９
日程第１１	議案第 ９号 令和２年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	２０
日程第１２	一般質問	２６
議了宣告	・ ・ ・ ・ ・	３０
広域連合長の閉会挨拶	・ ・ ・ ・ ・	３０
閉会宣告(午後２時５０分)	・ ・ ・ ・ ・	３１

会議録署名	32
-------	----

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第30号

令和2年2月18日（火曜日）国保会館6階大会議室 I

出席議員

1番	今	田	良	治
2番	藤	井	敏	子
3番	八	軒	幹	夫
4番	山	路	英	男
5番	森	本	茂	樹
6番	上	村	臣	男
8番	仁ノ岡	範	之	
9番	福	原	謙	二
10番	熊	谷	寿	人
11番	連	石	武	則
12番	大	本	千香	子
13番	小	田	伸	次
14番	宇江田	豊	彦	
15番	寺	岡	公	章
16番	乗	越	耕	司
17番	井	上	佐智	子
18番	秋	田	雅	朝
19番	酒	永	光	志
20番	児	玉	利	典
21番	久留島	元	生	
23番	光	岡	美	里
24番	矢	立	孝	彦
26番	信	谷	俊	樹
27番	福	田	義	人
28番	久保田	龍	泉	

欠席議員

7番	大	川	弘	雄
22番	諏訪本		光	
25番	山	形	しのぶ	

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
広域連合事務局長	寺	崎	雅	浩
広域連合事務局次長兼総務課長	谷	川	昌	行

業務課長	恒 次 和 浩
総務課企画財政係長	出 合 真 純
業務課事業管理係長	高 橋 弘 樹
業務課課長補佐兼賦課収納係長	岡 本 巧 一

議事補助員

議会事務局長	山 西 一 幸
議会事務局次長	山 口 晶
書記	森 本 真 澄

議事日程（第1号）

（令和2年2月18日 午後1時35分開議）

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議席の指定について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 議案第 1号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 2号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 4号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第7 | 議案第 5号 広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について |
| 日程第8 | 議案第 6号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第 7号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第 8号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 9号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 一般質問 |

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 2 時 5 0 分 開 会

○議長（今田良治）

ただいまの出席議員 25 名であります。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 2 年第 1 回広域連合議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に当たりまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

はい。皆さん、こんにちは。令和 2 年の第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、本当に御多用のところ、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

来年度は皆さん御案内のとおり保険料改定の年であるため、保険料率の増加の抑制と安定した財政運営の双方の観点から、保険料率の設定について、算定作業を進めてまいりました。

この定例会に提出しております議案は、令和 2 年度・3 年度の保険料率の設定を含む条例改正のほか、令和 2 年度の当初予算、また第 4 次の広域計画の策定といった重要案件を提案いたしております。

どうぞ、慎重に御審議をいただいた上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（今田良治）

この際御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、寺崎広域連合事務局長、谷川事務局次長兼総務課長、恒次業務課長、総務課出合企画財政係長、業務課岡本課長補佐兼賦課収納係長、業務課高橋事業管理係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」及び「令和元年度定期監査結果」について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（今田良治）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。この際、御報告いたします。

一身上の都合により、江田島市の山本一也議員から辞職願が提出され、閉会中につき、令和元年10月27日付けで許可しておりますことを御報告いたします。

なお、本日の「会議録署名議員」として17番井上議員、28番久保田議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（今田良治）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議なしと認めます。よって会期を本日１日間と決定いたします。

△ 日程第３ 「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について」

○議長（今田良治）

次に日程第３「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

それでは、ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の１ページ及び別冊１の「令和２年第１回広域連合議会定例会議案資料」の１ページをお開きください。説明につきましては、議案資料の方でさせていただきます。

「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について」でございます。

１の改正の趣旨でございます。被保険者数や医療給付費の増加，保健事業の拡充等による業務量増等に対応するため，広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例に関し，必要な改正等を行うものでございます。

２の改正内容でございます。条例第２条第１項第１号中に規定する広域連合長の事務部局の職員定数を「３５人」から「３７人」に改め，２名増員をするものでございます。

３の施行期日につきましては，令和２年４月１日からでございます。

以上，上程された議案につきまして，概要を御説明申し上げます。御審議の上，御議決を賜りますよう，よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第４ 「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正について」

○議長（今田良治）

次に日程第４「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の２ページ及び別冊１の「令和２年第１回広域連合議会定例会議案資料」の２ページを御覧ください。説明につきましては、議案資料でさせていただきます。

「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正について」でございます。

１の改正の趣旨でございます。平成２９年の地方自治法の改正に伴う、監査制度の充実強化の一環として当広域連合では、監査専門委員を選任できる監査基準の策定を行いました。

それに伴いまして、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第２００条の

2の規定に基づく監査専門委員を設置する場合において必要となる報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるため、広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例に関し、必要な改正をしようとするものでございます。

2の改正内容でございます。(1)特別職の職として、監査専門委員を追加します。(2)別表の改正でございます。ア、監査専門委員の報酬について、予算の範囲内において広域連合長が定める額といたします。イ、監査専門委員の費用弁償について宿泊料、食卓料、鉄道賃等旅行雑費をそれぞれ定めるものです。

3の施行期日は、令和2年4月1日からでございます。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第5 「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（今田良治）

次に日程第5「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

長くなりますので、座って説明いただいて結構です。

◎業務課長（恒次和浩）

議長。

○議長（今田良治）

業務課長。

◎業務課長（恒次和浩）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。議案書の５ページ、別冊１の「令和２年第１回広域連合議会定例会議案資料」の４ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。「議案第３号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

令和２・３年度の保険料率の設定に当たっては、広域連合長の諮問機関である運営審議会において御審議いただき、本年１月、運営審議会議長から、承認する旨の答申をいただきましたので、このたび広域連合議会へ提案させていただくものです。

「１ 趣旨」を御覧ください。令和２年度及び令和３年度の２年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の引き上げ、均等割額を減額する基準について、所要の改正を行うものです。

「２ 内容」を御覧ください。「(1)保険料率の改定」ですが、令和２年度及び令和３年度の保険料率につきましては、所得割率は、０.０８８４、均等割額は、４万６,４５１円と算定しております。「(2)保険料賦課限度額の改定」ですが、保険料の上限を６２万円から６４万円に改めます。

「(3)保険料軽減対象の見直し」ですが、均等割額を減額する基準について、被保険者数に乗ずる金額を、ア、５割軽減の基準については、２８万円から２８万５,０００円に改め、イ、２割軽減の基準については、５１万円から５２万円に改めます。

「３ 施行期日」は、令和２年４月１日でございます。

それでは、新保険料率の決定に至る考え方等について、一番最後でございます、２枚ほどの「別紙資料」により説明させていただきます。

別紙資料でございます。「１ 保険料率の算出方法」を御覧ください。保険料につきましては、令和２・３年度の２年間で必要となる、医療給付費などの費用の見込み額から、国からの負担金・調整交付金などの収入の見込み額を控除した額を、保険料収納必要額として算出します。そして、この保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り戻した額が、保険料として賦課すべき保険料賦課総額となります。

保険料率といたしましては、この保険料賦課総額において均等割総額と所得割総額の割合を、本広域連合の場合、５０対５０に設定しております。

「２ 保険料率の算定の基礎数値等」を御覧ください。「(1)被保険者数」でございます。被保険者数につきましては、本広域連合において、直近のデータから令和元年度の被保険者数を推計し、令和２・３年度の年齢到達者数の調査や死亡などの異動要因を考慮して、算定しております。これにより、令和２年度は４２万８,６００人、対前年度伸び率２.０パーセント、令和３年度は４３万５,０００人、対前年度伸び率１.５パーセントを見込み、２年間で計８６万３,６００人としております。

次のページをお開きください。「(2)医療給付費」でございます。医療給付費につきましては、前年度の医療給付費を推計し、国から提示されました一人当たり医療給付費の対前年度伸び率と、本広域連合にて算定いたしました被保険者数の対前年度伸び率を考慮して算定しております。これにより、令和２年度の医療給付費を

4,182 億 4,555 万 5,849 円、令和 3 年度の医療給付費を 4,286 億 7,339 万 5,350 円、2 年間の医療給付費の合計は、8,469 億 1,895 万 1,199 円となるものでございます。「(3) 予定保険料収納率」につきましては、平成 30 年度実績に基づき、99.53 パーセントとしております。

「(4) 後期高齢者負担率」につきましては、国の数値として、11.41 パーセントが示されております。

「(5) 賦課限度額」及び「(6) 均等割判定基準の見直し」につきましては、議案資料にて御説明したとおりでございます。

「3 剰余金の活用による保険料の増加抑制」を御覧ください。令和元年度決算見込みでの剰余金は、約 66 億円と推計しており、この剰余金の活用により、保険料の増加抑制を図ります。

次のページをお開きください。「4 保険料率の算出」を御覧ください。

「(1) 保険料賦課総額」でございます。これまで御説明しました数値により算定しました保険料賦課総額を表に示しております。保険料賦課総額は、表中の下から 2 番目で、現行保険料算定時点では、約 758 億円、今回の算出額時点では、約 802 億円となっており、約 44 億円、5.80 パーセントの増加となっております。「(2) 保険料率（案）」でございます。先ほどお示ししました保険料賦課総額をもとに、保険料率を算出した結果でございます。均等割額は、4 万 6,451 円となり、現行と比べて 951 円の増加、所得割率は、8.84 パーセントとなり、現行と比べて 0.08 ポイントの増加となっております。一人当たりの保険料と比較しますと、9 万 2,899 円となり、1,899 円、2.09 パーセントの増加となっております。次のページをお開きください。参考といたしまして、公的年金収入のみの単身世帯を算出条件とした、平成 31 年度と令和 2・3 年度での保険料率による年間保険料額の比較を記載しております。今後の予定といたしましては、市町に周知を行うとともに、被保険者に対して、広域連合ホームページや市町広報誌による周知のほか、3 月以降に県内全域に新聞折り込み広告を予定しております。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げました。

御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

これより質疑を行います。

議案第 3 号につきまして、通告がございましたので、発言を許可します。

○2 番（藤井敏子議員）

議長、はい。

○議長（今田良治）

2 番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

はい、藤井敏子です。よろしくお願いいたします。

「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」について伺います。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料所得割率と均等割額の引き上げと被保険者均等割額を減額する基準について等の所要の改正を行うというものです。

その中身も先ほど説明ありました、令和2年と令和3年の保険料率は8.76から8.84に改め、0.8パーセント引き上げるものとなっております。

また、均等割も4万5,500円を4万6,451円に951円の増加となっております。保険料負担限度額の改定も保険料の上限62万から64万円に改める、2万円を引き上げられておられます。他、保険料軽減対象の見直し等もあります。

以上のこうした改定するものでありますけども、お聞きいたしますが、今回の改定で一人当たりの平均の保険料はいくらになるのか。

また、制度が始まって6回目の改定となりますが、平成20年度と比較して所得割率と均等割額はどれだけ増えるのかお答えください。

また、一回でもこの間下がったことがあるか、このこともお伺いいたします。

○議長（今田良治）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（恒次和浩）

議長。

○議長（今田良治）

業務課長。

◎業務課長（恒次和浩）

今回の改定での一人当たり平均保険料につきましては、9万2,899円でございます。

所得割率につきましては、初回は7.14パーセント、今回は8.84パーセントで、1.7ポイント増加しております。

均等割額につきましては、初回は4万467円、今回は4万6,451円で、9,584円増加しております。

保険料率が・・・、失礼しました5,984円増加しております。

保険料率が下がったことがあるか、とのご質問でございますが、所得割率につきましては平成30・31年度の保険料算定時に、所得割率が8.97パーセントから8.76パーセントへと、0.21ポイント減少したことがございます。均等割額につきましては、下がったことはございません。

○2番（藤井敏子議員）

(挙手)

はい。

○議長（今田良治）

2 番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

続いて伺いますが、保険料の均等割額の軽減特例がありますが、後期高齢者医療制度の創設から当面の暫定措置として特例的に実施されてきました。これまで9割軽減にあたる所得の方については、今年度は8割軽減に、来年度は7割軽減になります。また、本年度8.5割軽減にあたる所得の方については、来年度は7.75割軽減に、それぞれ縮小して戻すことになっております。

特例廃止の影響を受ける対象者は何人で総額いくらの増額になるのか、お答えください。

○議長（今田良治）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

来年度の改正予定の保険料率での試算でございますけども、8割軽減から7割軽減への変更の影響につきましては、対象者数は、約8万500人、金額につきましては、約3億8,900万円の増となっております。また8.5割軽減から7.75割軽減への変更の影響でございますけども、対象者数は、約9万2,400人、金額につきましては、約3億3,500万円の増となっております。保険料の特例軽減措置につきましては、全国の後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国などに対しまして制度維持の要望をしてきたところでございます。

しかしながら、平成29年度から、段階的に保険料の軽減特例の見直しが行われたため、当広域連合といたしましては、被保険者の方々に対しまして、リーフレットの送付を行うなど制度改正の周知に努めてきたところでございます。

当広域連合といたしましては、引き続き、国への要望を行うとともに、制度改正に際しましては、被保険者の方に御理解、御協力をいただけますよう、きめ細かい対応をしてまいりたいと考えております。

○2 番（藤井敏子議員）

(挙手)

○議長（今田良治）

2 番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

はい、軽減措置も廃止に向かってどんどん負担増になっていくわけですが、ということが、今答弁されました。

以上で議案の質疑は終わります。

○議長（今田良治）

よろしいですか。

本件については、他に発言の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第3号につきまして通告がございましたので発言を許可します。

2 番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

はい、討論を行います。議案第3号について反対の討論を行います。

今、高齢者の暮らしが年々益々厳しくなっています。所得が低い高齢者は所得の軽減特例の段階的縮小で保険料が毎年増加しています。国が生活支援金を5,000円給付しても介護保険料の負担と消費税増税が重くのしかかっています。

しかも頼りの年金も政府による年金のマクロ経済スライド制などの影響で2013年度から毎年減額になっております。この7年間で実質0.64パーセント減額になっています。

更に医療保険料の値上げに続いて、いま窓口負担1割から2割に引き上げ等も検討もされております。こういった中での、私は、保険料の引き上げには、認めることはできません。以上で反対の討論を終わります。

○議長（今田良治）

本件については、他に発言の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第3号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 6 「議案第 4 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」

○議長（今田良治）

次に日程第 6 「議案第 4 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）
議長。

○議長（今田良治）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の 7 ページ及び別冊 1 の「令和 2 年第 1 回広域連合議会定例会議案資料」の 6 ページをお開きください。説明につきましては、議案資料でさせていただきます。

「議案第 4 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。

1 の趣旨について、でございます。広域連合が加入しております、広島県市町総合事務組合の構成団体である「甲世衛生組合」が令和 2 年 3 月 31 日をもって解散し、同年 4 月 1 日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更を行うものでございます。

2 の内容でございます。広島県市町総合事務組合規約別表第 1 及び別表第 2 の「甲世衛生組合」を削除するものでございます。

広島県市町総合事務組合においては、組合を組織する地方公共団体の減少及び組合規約の一部を改正されることとなりますが、この改正には、組合の構成団体である当広域連合の議会の議決を経て、協議が必要となるものでございます。

3 の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告はありませんので、本件質疑を終結いたします。

す。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。本件を採決します。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第7 「議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」

○議長（今田良治）

次に日程第7「議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」を議題といたします。本件の説明を求めます。長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎業務課長（恒次和浩）

議長。

○議長（今田良治）

業務課長。

◎業務課長（恒次和浩）

ただ今上程されました議案について御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案書の8ページ、別冊1の「令和2年第1回広域連合議会定例会議案資料」の7ページをお開きください。説明は議案資料でさせていただきます。

議案第5号「広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」でございます。

第4次広域計画の策定に当たっては、広域連合長の諮問機関である運営審議会において御審議いただき、本年1月、運営審議会議長から、承認する旨の答申をいただきましたので、このたび広域連合議会へ提案させていただくものです。

「1 趣旨」を御覧ください。令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な

実施」が令和2年4月1日に施行されます。

施行に当たり、市町との連携内容について広域計画に規定する必要があることから、第3次広域計画を改定し、令和2年度を初年度とする第4次広域計画を策定するものです。「2 内容」ですが、次のページの「別紙」の新旧対照表を御覧ください。下線の部分が今回の改定予定の部分になります。

「はじめに」ですが、第4次広域計画を策定するに至った経緯について記載しております。9ページを御覧ください。「Ⅰ 第3次広域計画の趣旨」ですが、「第3次」の表記を「第4次」に変更し、一体的な実施に関する内容を追加しております。

10 ページを御覧ください。「Ⅱ 制度を取り巻く状況と課題」ですが、「1 状況」につきましては、医療費総額等の統計データを最新の数値に修正するなど、現状に即した記載に変更しております。

11 ページを御覧ください。「2 課題」につきましては、一体的な実施に関する内容に変更しております。「Ⅲ 基本方針」は、変更はありません。「Ⅳ 基本計画」を御覧ください。

「1 広域連合と市町の事務分担」ですが、「(4)保健事業に関する事務」を「(4)保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事務」に変更し、一体的な実施を進めるに当たっての広域連合と市町との連携や役割について記載しております。

12 ページを御覧ください。「2 施策の方向性」ですが、「(2)医療費の適正化」につきましては、電子レセプト情報や国保データベースシステムなどの医療情報を有効活用して推進する各種事業について記載しております。

「(4)健康づくりの推進」につきましては、「(4)保健事業と介護予防の一体的な実施の推進」に変更し、広域連合が一体的な実施を推進していく上で取り組むべき施策と併せて、これまでの健康増進事業の推進について記載しております。

13 ページを御覧ください。「Ⅴ 第3次広域計画の期間及び改定」ですが、「第3次」の表記を「第4次」に変更し、計画の期間を「平成28年度から大きな制度改正が行われるまでの間」から「令和2年度から大きな制度改正が行われるまでの間」に変更しております。

今後の予定といたしましては、市町に周知を行うとともに、被保険者に対して広域連合ホームページなどによる周知を予定しております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告はありませんので、本件の質疑を終結いたします。

次に、討論ですが発言の通告はありませんので、本件討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 6 号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」

○議長（今田良治）

次に日程第 8 「議案第 6 号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れいりますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の議案書の 16 ページをお開きください。議案書の 16 ページでございます。議案第 6 号「令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」についてでございます。

一般会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 13 億 1,172 万 9,000 円とするものでございます。

17 ページをお開きください。補正の主な内容について御説明いたします。まず、歳入でございます。

「3 款 財産収入」，「1 項 財産運用収入」の 6,000 円の追加は、定期預金により運用しております，財政調整基金預入額が当初の見込みを上回ったことから利子収入を増額したものでございます。続きまして、18 ページを御覧ください。歳出でございます。「2 款 総務費」，「1 項 総務管理費」の 6,000 円の追加は、先ほどの財政調整基金の利子収入の増額に伴い、財政調整基金への利子積立金を増

額したものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に、討論ですが、発言の通告がありませんので、本件の討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 7 号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（今田良治）

次に日程第 9「議案第 7 号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れいりますが、座って説明をさせていただきます。お手元の議案書、引き続きまして 19 ページをお開きください。

「議案第 7 号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について」でございます。

特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,361 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4,219 億 3,769 万 5,000 円とするもので

ございます。20 ページを御覧ください。この補正の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。「2 款 国庫支出金」，「2 項 国庫補助金」の 646 万 2,000 円の追加は、健康診査事業に係る市町への事業費補助金について、当初の見込みより増額となったことなどによるものでございます。

「6 款 財産収入」，「1 項 財産運用収入」の 34 万 5,000 円の追加は給付準備基金預入額が当初の見込みを上回ったことによる利子収入の増額を計上したものでございます。

続きまして「10 款 諸収入」，「3 項 雑入」の 1,108 万円の追加は、返納金が当初の見込みを上回ったことに伴う増額分を計上したものでございます。

続きまして、21 ページをお開きください。歳出でございます。

「4 款 保健事業費」，「1 項 健康保持増進事業費」の 941 万 2,000 円の追加は、市町が行う健康診査事業について、受診者見込数が増加したことから、市町への補助金の増額等を計上したものでございます。「5 款 基金積立金」，「1 項 基金積立金」の 34 万 5,000 円の追加は、給付準備基金の預入額が見込みより増加したことに伴う、利子積立金の増額を計上したものでございます。

「7 款 諸支出金」，「1 項 償還金及び還付加算金」の 385 万 6,000 円の追加は、市町への保険料還付金の見込額の増額等を計上したものでございます。

次に 22 ページを御覧ください。第 2 表 債務負担行為補正です。これは、令和 2 年度の事業のうち、令和元年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等作成業務委託外 2 件につきまして、債務負担行為を追加するものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結いたします。次に討論についてですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「議案第 8 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」

○議長（今田良治）

次に日程第 10「議案第 8 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、議案書の 23 ページをお開きください。「議案第 8 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」でございます。

本予算は、第 1 条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,682 万 9,000 円とするものでございます。また、第 2 条にありますように一時借入金の限度額を 5,000 万円と定めております。

恐れ入ります、歳入歳出の詳細につきましては、お手元の別冊 4、「令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」により御説明いたします。恐れ入りますが、別冊 4 の 3 ページをお開きください。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

「1 款 分担金及び負担金」です。これは、各市町からの事務費分賦金で、12 億 8,674 万 9,000 円を計上しており、前年度比 4,060 万 4,000 円、率にして 3.3 パーセントの増となっております。増加となった理由は、派遣職員給与負担金について増加したことや、新たに労働者派遣業務委託料を計上したことなどによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。少し飛びますが、17 ページをお開きください。

17 ページ「1 款 議会費」でございます。これは、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、272 万 1,000 円を計上しており、前年度比 4 万 6,000 円、1.7 パーセントの増となっています。

19 ページをお開きください。19 ページからが「1 項 総務管理費」です。これは、派遣職員給料等負担金をはじめ、事務所借上げに係る使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費でございます。

少し飛びまして 23 ページをお開きください。今申し上げました総務管理費は、この表の左下の計欄のとおり総額 3 億 4,739 万 1,000 円を計上しており、前年度比

4,013万4,000円の増となっております。

続きまして 25 ページをお開きください。「2 項 選挙費」でございます。予算額は、11 万 5,000 円を計上しており、前年度比 3 万 1,000 円、21.2 パーセントの減となっております。1 枚おめくりいただきまして 27 ページの「3 項 監査委員費」につきましては、10 万 6,000 円を計上しており、前年度比 2 万 3,000 円、17.8 パーセントの減となっております。

29 ページをお開きください。「3 款 民生費」でございます。これは、特別会計事務費繰出金 9 億 3,133 万 3,000 円を計上しており、前年度比 49 万 8,000 円、0.1 パーセントの増となっています。

1 枚おめくりいただきまして、次の 31 ページの「4 款 公債費」、更に 1 枚おめくりいただき 33 ページの「5 款 予備費」につきましては、それぞれ前年度と同額を計上しております。少し飛び、35 ページをお開きください。35 ページは、給与費明細書です。さらに 1 枚おめくりいただきまして、37 ページ、「2 一般職」につきましては、2 名増員し、37 名としているところでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告はありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告はありませんので、本件討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 11 「議案第 9 号 令和 2 年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（今田良治）

次に日程第 11「議案第 9 号 令和 2 年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは議案書の 26 ページをお開きください。議案書 26 ページ「議案第 9 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。本予算は、第 1 条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ 4,220 億 7,254 万 1,000 円とするものでございます。後期高齢者医療制度は、2 か年度の特定期間ごとに財政計画を立て、保険料率を設定して運営することとされており、令和 2 年度は特定期間の 1 年目にあたります。新保険料率の算定基礎数値を基に予算編成をいたしました。

次に第 2 条につきましては、地方自治法の規定により、債務負担行為を定めるものでございます。

恐れ入りますが、2 枚おめくりいただきまして、29 ページをお開きください。「第 2 表 債務負担行為」でございます。新たに被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を令和 3 年度、限度額を 73 万 3,000 円とした債務負担行為を設定しております。恐れ入りますが、再び 26 ページにお戻りください。第 3 条では一時借入金の限度額を 20 億円と定めております。第 4 条は、歳出の「2 款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法の規定により、同一款内で各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものでございます。

それでは、お手元の別冊 5 で主な内訳を御説明させていただきます。別冊 5 「令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」により、主な内訳を御説明いたします。

別冊 5 の 3 ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。まず、「1 款 市町支出金」でございます。「市町負担金」のうち「1 目 保険料等負担金」、「1 節 現年度分」は、394 億 8,429 万 1,000 円で、対前年度比 19 億 85 万 1,000 円、5.1 パーセントの増となっております。これは、新保険料率の算定基礎となりました被保険者数等を推計したものから算出しております。

下の「2 目 療養給付費負担金」は、330 億 2,589 万 3,000 円で、対前年度比 4 億 7,245 万 1,000 円、1.5 パーセントの増としております。

恐れ入ります 1 枚おめくりいただき、5 ページからは、「2 款 国庫支出金」、2 枚おめくりいただき、9 ページからは、「3 款 県支出金」、また 2 枚おめくりいただき、13 ページが現役世代からの支援金である「4 款 支払基金交付金」、さらに 1 枚おめくりいただき、15 ページは「5 款 特別高額医療費共同事業交付金」となっております。

これらにつきましては、保険料率算定に用いた基礎数値に基づく医療給付費等により、高齢者の医療の確保に関する法律等関係規定に沿ってそれぞれ算定したものでございます。

続きまして、19 ページをお開きください。

「7 款 繰入金」でございます。「1 項 一般会計繰入金」は、特別会計事務費繰入金で、9 億 3,133 万 3,000 円、前年度比 49 万 8,000 円、0.1 パーセントの増となっております。

1 枚おめくりいただき、21 ページでございます。「2 項 基金繰入金」では、「1 目 給付準備基金繰入金」を 25 億 7,489 万 6,000 円としております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

少し飛びますが、33 ページをお開きください。「1 款 総務費」でございます。総務費は、被保険者証や医療費通知等の発送に係る役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料などで、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費でございます。総額で 9 億 390 万 8,000 円を計上し、前年度比 917 万 7,000 円、1.0 パーセントの増となっております。

続きまして、37 ページをお開きください。37 ページから少し後ろの 42 ページにかけましてが、特別会計予算額の 99.6 パーセントを占めます「2 款 保険給付費」でございます。先程御説明したとおり、保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しております。具体的に申し上げますと、37 ページが「1 項 療養諸費」、1 枚おめくりいただき、39 ページが「2 項 高額療養諸費」、41 ページ「3 項 葬祭費」でございます。これらを合わせますと、4,202 億 9,965 万 8,000 円を計上しているところでございます。

続きまして、43 ページをお開きください。「3 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業の拠出金として、1 億 1,253 万円を計上しているところでございます。

45 ページをお開きください。「4 款 保健事業費」でございます。保健事業につきましては、医療費の適正化や、後期高齢者の多様な健康課題に対応したきめ細かな保健事業を推進するための経費などを計上しており、額にして 6 億 6,994 万 6,000 円、前年度比 1 億 9,251 万 8,000 円、率にして 40.3 パーセントの増としているところでございます。

増加となった主な理由でございますが、先ほども御説明しました、令和 2 年 4 月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が施行されることに伴い、市町に交付する「保健事業と介護予防の一体的実施補助金」として 3 億 1,580 万円を計上したことなどによるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

これより質疑を行います。

議案第 9 号につきまして、通告がございましたので、発言を許可します。

○2番（藤井敏子議員）
議長。

○議長（今田良治）
2番藤井敏子議員。

○2番（藤井敏子議員）
議案第9号，令和2年度の広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について，を伺います。
市町負担金が約377億円から約396億円と前年度より5パーセントに当たる約19億円の増加になっています。この増加した要因はどういったことだと考えているか，また，保険料抑制のためにどういったことを取り組んでいくのかお答えください。

○議長（今田良治）
当局の答弁を求めます。

◎業務課長（恒次和浩）
議長。

○議長（今田良治）
はい，業務課長。

◎業務課長（恒次和浩）
市町負担金のうち，保険料等負担金におきましては，令和2年度の当初予算額として約395億7千万円を計上しており，前年度と比較して約19億円の増加となっております。
その増加要因といたしましては，歳出予算の99パーセント以上を占める保険給付費の増加と医療給付費全体のうち保険料により補填する割合である後期高齢者負担率の増加が主な要因と考えております。
また，保険料抑制に対する取り組みといたしましては，被保険者の方の健康寿命の延伸を図ることが重要であると認識しております。
取り組みといたしましては，来年度から開始する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」や人間ドック費用の助成などの保健事業の推進，後発医薬品の利用促進や重複頻回受診者に対する訪問指導などの医療費適正化事業の推進を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○議長（今田良治）
2番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

はい、では続いてお伺いします。

今現在、政府は後期高齢者医療の 75 歳以上の窓口負担を原則 1 割から原則 2 割に引き上げること全世代型社会保障検討会議で検討しています。財務省からもその実施を求める答申が出されています。さらに、財務省は、高齢者医療の現役並み所得の対象拡大、また受診時の定額負担の導入、市販薬品と同一の有効成分を含む医療用薬品の保険給付外し、また薬剤費の一定額までの全額自己負担などの患者負担増を今求めております。

医療保険料の値上げの上に窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げられれば、所得の格差による治療格差、健康格差を更に広げます。

また、負担増による受診抑制は病気の早期発見を妨げて、重症化させて、かえって給付費の増加を招きかねません。

そこで伺います。2018 年と 2019 年に各都道府県の広域連合の全国組織である全国後期高齢者医療の広域連合協議会が 75 歳以上の窓口負担の現状維持を求める要望書を出したと聞いておりますが、広島県広域連合としての対応などのお考えをお聞きいたします。

○議長（今田良治）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

直近といたしましては、令和元年、昨年 6 月に全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働大臣に対しまして、後期高齢者の窓口負担割合について現状維持を基本とする旨の要望書を提出の方をいたしましたが、9 月に全世代型社会保障検討会議が設立されまして、昨年 12 月に一定以上の所得がある場合に窓口負担割合を 1 割から 2 割に引き上げる旨の中間報告が取りまとめられたところでございます。

当広域連合といたしましては、2 割負担とする具体的な所得基準などの動向、こういったものに注視するとともに、世代間の公平性や本制度の持続可能性の観点も踏まえ、被保険者の方の生活や負担へのきめ細かな配慮を行いながら、被保険者の方が必要な医療を受ける機会を確保されるよう、同協議会を通じて、国に対して引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

○2 番（藤井敏子議員）

(挙手)

○議長（今田良治）

2 番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

要望を引き続き出しているということですので、ぜひ、本当に、これ以上の負担というのを、できるだけさせないという立場でこれからも要望していただきたいと思います。

以上、議案の質疑を終わります。

○議長（今田良治）

本件については、他に発言の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第9号につきまして通告がございましたので発言を許可します。

2 番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

議案第9号についての反対の討論を行います。

理由は第3号議案とも大きく重なりますけれども、高齢者の暮らしは本当に大変なときに、こうした医療保険の保険料がどんどん上がっていくこと、そしてそれにとどまらず今度は窓口負担、1割から2割へ引き上げられる、所得の格差による治療格差、健康格差、更に広がります。

また、負担増による受診抑制は病気の早期発見を妨げて重症化させ、却って給付費増加を招きます。

今の生活で切り詰めるところがなくなれば、当然、食費を切り詰めることにならざるを得ません。健康状態の悪化につながります。

日本医師会はじめ、医療界からもこうした懸念の声も噴出しています。本当に命も危険に晒す、という懸念であります。

よって、この後期高齢者医療の保険料の値上げを踏まえた本予算案に反対をいたします。

この制度の抜本的な改革、特に高齢者だけを、75歳以上だけを囲い込んだこの制度そのものの、抜本的な改革と国の国庫負担率の引き上げで、高齢者への負担増はとどめるよう、国に求めるよう、強く要望して、この議案第9号に反対の討論いたします。

○議長（今田良治）

本件については、他に発言の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第9号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 12 「一般質問」

○議長（今田良治）

日程第 12 「一般質問」を行います。

2 番藤井敏子議員より発言の通告がございましたので、発言を許可します。

○2 番（藤井敏子議員）

議長。

○議長（今田良治）

2 番藤井敏子議員。

○2 番（藤井敏子議員）

一般質問をさせていただきます。

2 点あります。1 点目は短期被保険者証の発行について、を伺います。

保険料が払えるのに払わず、長期に滞納した場合に、保険証を返還させて窓口で全額支払う資格証明書の発行をする場合があります。この資格証明書は、県内では今発行は実質ゼロということと聞いております。悪質な滞納者はいないということで、そういう判断がされていることだと思います。

しかし、保険料を滞納していると有効期間が短い短期被保険者証が交付されることになっています。

そこで伺いますが、短期被保険者証についての発行目的は何か。こういった発行のしかたをされているのか伺います。

○議長（今田良治）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（恒次和浩）

議長。

○議長（今田良治）

業務課長。

◎業務課長（恒次和浩）

短期被保険者証の発行目的でございますが、収納対策を効果的かつ効率的に行うとともに、被保険者の方とお会いして納付相談の機会を増やすことを目的としているものでございます。

短期被保険者証の発行のしかたでございますが、短期被保険者証は、年に２回、有効期限が８月から翌年１月までの証を７月に、有効期限が２月から７月までの証を１月に発送しております。

○２番（藤井敏子議員）

（挙手）

○議長（今田良治）

はい、２番藤井敏子議員。

○２番（藤井敏子議員）

はい、広島市でも私も聞いたところ、そうした納付相談で窓口に行って、お金を払うとか払わないとか、そういうやり取りはなく、もう定期的に、定期的にとか半年ごとに機械的に発行している、ということも聞いております。

収納については、別の収納対策部が収納をやっているということですので、発行そのものは資格者であるかどうか、このことが分かるかどうか重要であって、だと思ふ訳ですけども、ここでお聞きします。

こうした保険料の滞納について納付相談に親身に乗って減免制度を知らせるなど、こういったことは自治体の仕事であり、被保険者証の発行そのものは、あくまでも国保の資格者であることを示すものだと思います。

実際には短期保険証で病院に行くのに恥ずかしい思いをしたくないと、受診を諦め、重症化してしまうということもあると聞いております。

短期保険証の発行が受診抑制に働いているとして、横浜市などでは、国保で短期保険証の発行も昨年８月にはやめたと聞いております。

悪質な滞納者はいない、ということですので、早めの受診で重症化を防ぐという意味でも、短期保険者証の発行はやめた方が良く考えますが、いかがでしょうか。

○議長（今田良治）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

議長。

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

先ほどご質問の中で、納付相談等に実際に結びついていないのではないかとということではございますけども、この短期被保険者証の本来の目的とにつきましては、この発行をする際に様々な相談等を行うことで、納付機会ですね、様々な形をとろうということではございまして、また、この保険者証についてはですね、滞納があることによってですね、直ちに同証を交付するものではないということで、様々な被保険者の方からですね、相談をする機会を増やすという本来の目的を今後ですね、各市町さんの方にもですね、伝えていきたいというふうに思っております。

また、そういった納付相談などによりまして、被保険者証を交付しても問題がないと判断できる場合、こうした場合につきましては、滞納がある場合でも通常の被保険者証について交付の方も行っております。

全体的に収納率を向上させることによりまして、保険料率を抑制できるという観点からですね、この短期被保険者証の発行については必要ではないか、というふうに考えております。

被保険者の方は、国民健康保険や社会保険などの他の医療保険から後期高齢者医療制度に加入されているため、同証の交付中止につきましては、当広域連合だけで判断ができるものではなく、他の医療保険者との調整・協議が必要であると考えております。そうしたことも含めまして御理解のほどをいただけるかと思っております。

○2番（藤井敏子議員）

（挙手）

○議長（今田良治）

2番藤井敏子議員。

○2番（藤井敏子議員）

はい、あくまでも、資格が有ということですね、ぜひあの、受療権の侵害とか、そのために手遅れになるということが無いようにして欲しいということを要望しておきます。

じゃあ続いて2つ目にいきたいと思います。2つ目は被保険者証についてです。

現在被保険者証は、通常、大きさとしては大きめのサイズになっておる訳ですけども、なぜこのサイズの被保険者証になったのか、また持ち運びや管理のしやすさから、今国民健康保険証など小さいサイズ、カードサイズですね、でも構わないのではないかと、という声も聞く訳ですけども、広域連合としてはこうした声を把握されているのかどうか、お伺いします。

○議長（今田良治）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（恒次和浩）
（挙手）

○議長（今田良治）
業務課長。

◎業務課長（恒次和浩）

被保険者証のサイズについてのご質問でございますが、当広域連合におきましては、第一に、文字が大きくなり読みやすいこと、また、紛失しにくいこと、第二に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」など他の証の大きさは、いわゆる「はがきサイズ」であり、同じ大きさに統一すると管理しやすいこと、第三に、カードサイズよりも安価に製作できることなどの点を考慮し、いわゆる「はがきサイズ」としております。

カードサイズへの変更要望の把握状況でございますが、毎年、お電話や電子メールなどにより、ご要望をいただいております。

特に、新たに後期高齢者医療制度に加入された男性の方は、被保険者証の大きさが、これまでのカードサイズから、はがきサイズに替わるため、財布などに入れることができず、携行に不便になることから、カードサイズへの変更要望が多い傾向にございます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）
議長。

○2番（藤井敏子議員）
（挙手）

○議長（今田良治）
2番藤井敏子議員。

○2番（藤井敏子議員）

すいません、さっき一緒に聞けば良かったんですけども、保険証を持ち歩きやすいようにしたいという声があるということですけども、せめて選択ということができるようにしてはどうかと思いますけども、当局のお考えをお伺いします。

○議長（今田良治）
当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）
議長。

○議長（今田良治）
事務局長

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

被保険者証のサイズを選択できるようにしてはどうか、とのご質問でございますけども、サイズを２種類にした場合、被保険者の方への意向確認でございますとか、同証の作成費の増加、また同証の送達の遅延などを勘案をいたしますと、相当の事務量とコストが必要となることが想定をされます。

また、同証のサイズにつきましては、被保険者の方それぞれに、さまざまなご意見があるかと存じます。

現在、国におきまして、令和３年３月からの予定でマイナンバーカードをですね被保険者証の代わりに使用できるよう環境整備を進めているところでございますが、これにより、同証のカードサイズへの要望に対応ができるのではないかというふうには考えております。

当広域連合といたしましては、このような状況から、当面は現状のサイズで対応をしてまいりたいと考えておりますけども、被保険者の方々のご意見や他の広域連合での状況、マイナンバー制度の動向などを注視しながら、適切な事務処理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（今田良治）

はい、それでは一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会にあたり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和２年第１回の広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、円滑な制度運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げ、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（今田良治）

議員各位におかれましては、案件について、御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後２時５０分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 今田 良治

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 井上 佐智子

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 久保田 龍泉